

橋本介護医療院 重要事項説明書

令和2年6月26日
令和8年8月1日改定

重要事項説明書（橋本介護医療院）

あなたに対する施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令４１号６条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

１，事業者の概要

事業者の名称	医療法人橋本医院
主たる事務所の所在地	徳島県鳴門市大津町吉永４７１番地６
法人種別	医療法人
代表者の氏名	橋本 公昭
電話番号	０８８-６８５-５２１１

２，ご利用施設

施設の名称	橋本介護医療院
施設の所在地	徳島県鳴門市大津町吉永４７１番地６
都道府県知事許可番号	３６Ｂ０２１３１２８
施設長の氏名	橋本 公昭
電話番号	０８８-６８５-５２１１
ファクシミリ番号	０８８-６８６-６５４８

３，ご利用施設で併せて実施する事業

施設名	橋本医院
事業の種類	有床診療所
指定番号	３６１０２１３１２０

４，施設の目的と運営の方針

施設の目的および運営の方針	１，長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護・医学的管理の下に置く介護その他の世話および機械機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのものが有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。 ２，入院患者の意志および人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養サービスの提供に努める。 ３，地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
---------------	--

５，施設の概要
橋本介護医療院

敷地		1 1 3 8 . 4 1 7 m ²
建物	構造	耐火構造
	延床面積	1 1 3 5 . 9 7 5 m ²
	利用定員	6 名

（１）病室

病室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
3人部屋	2	2 2 . 8	7 . 6

（２）主な設備

設備の種類	数	面積	特色
機能訓練室	1	8 1 . 2 5	
食堂兼談話室	1	2 2 . 8	
一般浴室	1	7 . 3 1	

（備考）寝たきり患者さん用に、水治療室にて特殊浴槽を使って入浴介護もしています。

６，職員体制（診療所職員数と合算）

授業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
医師	2	2					1（常勤）	
看護職員	1 0	8	1	1			1 以上	
介護職員	4	3	1				1 以上	
介護支援専門員	1		1				1 以上	

7, 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています）

（1）介護保険給付によるサービス

サービス種別	内 容	自己負担額
医療・看護	あなたの病状にあわせた医療・看護を提供します。 必要がある場合には医師によって適宜診察をしますの で、看護婦等にお申し付けください。 ただし、当施設では行えない手術等急性期治療につい ては、急性期病棟に移って治療します。 歯科治療は当施設ではなく歯科での治療になります。 また精神科治療が必要な場合には、精神病院に入院し て治療していただく場合があります。	施設サービス費の1割または2割をお支 払いいただきます。 ※高額受領サービス 費の制度
機能訓練	機能訓練をあなたの状況に合わせて行います。	月 額 4 4 4 0 0 円
排泄	自立排泄か、時間排泄か、おむつ使用か、入所者にあ わせて適宜行います。	（市町村民税非課税 税者等は1 5 0 0 0
入浴・清拭	週2回 入浴できない時は全身清拭を行います。	円、老齢福祉年金受 領者等は1 5 0 0 0
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをしま す。自力歩行できない方には、歩行訓練を行ったり歩 行器の貸し出しなども行っています。	円）を超えた部分は 高額介護サービス費 として払い戻し手続 きがありますのでお 尋ねください。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

(2) 介護保険給付外サービス

() 内は月額

概数

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	食事時間 朝食 8 時～8 時 3 0 分まで 昼食 1 2 時～1 2 時 3 0 分まで 夕食 1 8 時～1 8 時 3 0 分まで 食事場所 できるだけ離床して食堂でお食ください。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 お茶または白湯の給湯は、食堂兼談話室となっております。	基準費用額 (1 5 4 5 円 / 日) 所得の低い方には負担限度額が以下のように設定されます。 第 1 段階 : 3 0 0 円 / 日 第 2 段階 : 3 9 0 円 / 日 第 3 段階① : 6 8 0 円 / 日 第 3 段階② : 1 4 2 0 円 / 日
理髪・美容		実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担いただきます。
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。	実費をご負担いただきます。
居室 (多床室)	3 人部屋をご用意しております。	居室代 基準費用額 : 4 3 7 円 / 日 所得の低い方には負担限度額が以下のように設定されます。 第 1 段階 : 0 円 / 日 第 2 段階～第 3 段階①② : 4 3 0 円 / 日
その他	介護保険給付外サービス テレビ代 : 1 0 0 円 / 日 栄養補助食品 : 患者の希望により別途食事とは別に摂ることを希望した場合、実費 予防注射 : 実費、ただし補助の対象になっている場合もあります	

※ その他、日常生活に必要な物品 (ただしおむつを除きます) につきましては、ご入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※ 医療について

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神病院での医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険の適応により別途自己負担をしていただくことになります。

※ 事故発生時の対応

利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合はすみやかに甲の後見人、利用者の家族、利用者の身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

８， 苦情等申立窓口・相談先

当施設のサービスについてご不明な点や疑問・苦情がございましたら、以下の箇所へご相談ください。

相談内容	相談先	電話番号
介護サービスに対する不満や要望がある場合	橋本介護医療院 (橋本医院)	088-685-5211 橋本 公昭 (院長) 近藤 広美 (介護支援専門員)
当院への相談で解決しなかった場合	鳴門市 長寿介護課 (月～金 9:00～17:00)	088-684-1347
	松茂町 長寿社会課 (月～金 8:30～17:15)	088-699-2190
	徳島市 高齢介護課 (月～金 9:00～17:00)	088-621-5585
	徳島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 (月～金 9:00～17:00)	088-666-7205

９， 非常災害時の対策

設備名称		設備名称	
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5カ所
非常階段	2カ所	屋内消火栓	2カ所
自動火災報知器	あり		
誘導灯	19カ所		

鳴門市消防署への届け出日：平成13年11月21日

非常通報装置	あり
ガス漏れ報知器	あり

10、当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間：午前8時半～午後9時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、当院では敷地内禁煙となっておりますので行わないで下さい。 飲酒および酒気帯びでの入所はいかなる場合でもお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またやみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	各自の責任でお願いします。
現金等の管理	各自の責任でお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて、乙の職員（職名 氏名 ）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意志を確認した上、上記署名を代行しました。

住所

氏名

印

続柄